

第8次佐賀県栽培漁業基本計画

(水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画)

令和5年11月1日

佐賀県農林水産部水産課

第8次佐賀県栽培漁業基本計画 (水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画)

本県は、玄海・有明海と特色のある両海域を有しており、これらの海域で営まれる沿岸漁業は地域の経済を支える重要な産業であるが、近年、異常気象や水温上昇等の海洋環境の変化により漁業生産は減少している。

このような状況の中、漁業生産の安定向上を図るためには、沿岸漁場の環境保全や整備開発と併せ、栽培漁業に係わる者が一体となって資源管理との連携を強化しながら、栽培漁業の推進による資源の維持増大を図ることが重要と考えられる。

このため、本県では、県、市町、公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会（以下、協会）、漁業協同組合（以下、漁協）、漁業者等の関係者全体で、これまで漁業環境の保全や修復に努めながら栽培漁業を推進してきたが、漁業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、更なる効果的な栽培漁業の取組を行う必要がある。

関係県に跨がるような広域的な魚種では、連携体制をより一層強化するとともに、種苗放流が資源の維持・増大につながっているかなどの科学的検証を行いながら、資源の持続的な利用のために効果が期待できる魚種を対象を絞り込むことが必要である。また、沿岸性の強い魚種についても、放流の効果検証を行うとともに、海洋環境の変化による漁場の変動や魚種変化への対応の点で、効果が期待できる魚種を絞り込み、適地に放流することが必要である。また、種苗放流の効果を高めるため、種苗の育成の場である藻場および干潟等の漁場環境の保全と一体となった取組を図っていくことも重要である。

このような状況を踏まえ、今後も栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するため、沿岸漁場整備開発法に規定する国の栽培漁業基本方針を踏まえて、令和8年度を目標年度として、次の事項を基本とする計画を策定する。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 漁獲管理との一体的な取組

種苗放流は、国や県の資源評価や本県が実施する種苗放流効果把握調査の結果を踏まえ、資源管理の枠組みの中で、必要に応じて、漁業調整委員会等において関係者の合意形成等を図りつつ、適切な漁獲管理と一体的かつ効率的に実施する。

(2) 放流効果の検証に基づく効果的な栽培漁業の推進

種苗放流を行う魚種は、国や県が行う資源評価を基に、本県で実施する種苗放流の効果把握調査等の結果を踏まえて放流効果の検証を実施する。検証の結果を踏まえて、資源造成効果の高い対象種の検討を行うとともに、放流効果の高い適地での放流方法を検討する。資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源が維持される魚種は、漁獲管理への移行を推進するものとする。なお、放流効果の検証にあたっては、漁業者や種苗放流実施団体等の幅広い関係者の意向等を聴くこととする。

(3) 広域種の種苗放流体制

トラフグ、ヒラメ、ガザミ等の広域種については、移動範囲にある関係者の連携・共同組織の構築に努め、種苗生産や放流、共同調査等に取り組む。

(4) 種苗育成の場の整備との連携

放流種苗の育成の場となる増殖場を造成する水産基盤整備事業や漁業者が中心となつて行う藻場・干潟の保全活動等を一体的に実施することにより、放流資源の維持・回復を促進する。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

水産動物の種類は、放流効果の検証結果に基づき、放流効果が高いと見込まれるものであつて、かつ種苗放流による資源造成が必要と判断されるものであり、相当規模での放流が実施される可能性がある次のものとする。

玄海地区

| | |
|-------|------------------------------|
| 魚類 | ヒラメ トラフグ（有明海放流） クエ |
| 貝類 | クロアワビ |
| 甲殻類 | クルマエビ |
| 棘皮動物類 | アカウニ バフンウニ マナマコ（アカ、アオ） |

有明海地区

| | |
|-----|--------------|
| 貝類 | アゲマキ サルボウ |
| 甲殻類 | クルマエビ ガザミ |

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

令和8年度を目標とする水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさは、次のとおりとする。

| 玄海地区 | | |
|-----------|-------|--------------|
| 種類 | 数量 | 大きさ |
| 魚類 | | |
| ヒラメ | 100千尾 | 全長 50ミリメートル |
| トラフグ | 60千尾 | 全長 70ミリメートル |
| クエ | 9千尾 | 全長 140ミリメートル |
| 貝類 | | |
| クロアワビ | 10千個 | 殻長 30ミリメートル |
| 甲殻類 | | |
| クルマエビ | 600千尾 | 体長 50ミリメートル |
| 棘皮動物類 | | |
| アカウニ | 800千個 | 殻径 10ミリメートル |
| バフンウニ | 500千個 | 殻径 10ミリメートル |
| マナマコ (アオ) | 600千個 | 体長 10ミリメートル |
| マナマコ (アカ) | 300千個 | 体長 10ミリメートル |

| 有明海地区 | | |
|-------|---------|-------------|
| 貝類 | | |
| アゲマキ | 2,000千個 | 殻長 2ミリメートル |
| サルボウ | 2,000千個 | 殻長 10ミリメートル |
| 甲殻類 | | |
| クルマエビ | 700千尾 | 体長 40ミリメートル |
| ガザミ | 2,000千尾 | 全甲幅 5ミリメートル |

第4 放流効果実証事業に関する事項

栽培漁業の展開に当たっては、増殖効果が明らかとなった水産動物について、放流に係る経済効果等の実証を行うこととし、放流効果実証事業への取組について検討する。

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

特定水産動物育成事業（栽培漁業によって経済的効果が実証された特定の水産動物について、漁業協同組合等が一定の水面を設定の上、種苗の放流から漁獲までの育成管理を行い、特定の水産動物を採捕する第三者からの利用料の徴収等を行う事業をいう。）を適正に実施することが可能となった場合には、円滑な移行を図るものとする。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

(1) 解決すべき技術開発上の問題点

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る安定的な栽培漁業の技術基盤を確立するために必要な技術開発上の重要課題は、次のとおりである。

ア 漁業者の要望が強い、新しい水産動物については、基礎的な生産技術の開発を行い、良質な種苗の大量生産の可能性を検討する。

イ 基礎的な種苗生産技術の開発が進んだ水産動物については、種苗の大量生産が安定して可能となるよう量産技術の開発、マニュアル化を進めるとともに、天然資源の状況を踏まえて放流技術開発を強力に推進していく。

ウ 種苗の大量生産が可能となった水産動物については、種苗の大量生産技術レベルの向上と平準化を図ることとして、当面、次の技術的条件の整備に努める。

(ア) 種苗生産量の増大、種苗生産方法の省力化及び簡素化、種苗生産単価の低減等生産性向上のための研究を行い、漁協等による種苗生産の育成を進めるとともに、県外生産機関との共通魚種等については、種苗生産の効率化、大規模化を目的とし、種苗生産体制の連携を進める。

(イ) 中間育成については、対象魚種の特性と地域の実態に即した漁場の選定及び良質な放流種苗を確保するための技術開発を図る。

(ウ) 種苗生産及び中間育成時の疾病対策については、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「水研機構」という。）及び公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会（以下「海づくり協会」という。）との連携を図りながら、関係機関が協力し適切に対処する。

(エ) 放流効果をあげるための種苗の大きさ、放流場所、放流方法及び放流した種苗の保護、育成方法等の放流技術の確立を図る。また、漁獲管理の取組との連携を図り、放流効果を最大限に発現させるための技術の導入を進める。

(オ) 放流効果を明らかにするため、種苗及び漁場の特性に応じた効果を把握するための手法の確立と体制の整備を図る。

エ バイオテクノロジー等の新技術による新品種の開発・放流、外来種導入等については、生態系に及ぼす影響を十分配慮して対応する。

(2) 技術開発水準の到達すべき段階

| 区 分 種 類 | 基準年 (R4) におけ る 平均的技術開発段 階 | 目標年 (R8) における 技術開発段階 |
|------------|------------------------------------|-------------------------|
| ガザミ | C | F |
| アカウニ | E | F |
| マナマコ | E | F |
| アゲマキ | C | F |
| サルボウ | A | C |

注1 基準年 (R4) において事業実施期 (F) である魚種は対象外とする。

注2 上記の符号は、技術開発の段階を次に掲げる分類で表したものである。

A : 新技術開発期

(種苗生産の基礎技術開発を行う)

B : 量産技術開発期

(種苗生産の可能な種について量産技術の開発を行う)

C : 放流技術開発期

(量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、サイズ、手法の検討を行う)

D : 事業化検討期

(対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する)

E : 事業化実証期

(種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する)

F : 事業実施期

(持続的な栽培漁業が成立する)

第7 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

放流後の成育、分布及び採捕状況を正確に把握することは、栽培漁業を推進する上で極めて重要なことであるため、県との連携を図りながら関係漁業者、漁協等が

中心となって調査を行い、放流効果、資源状況等の把握に努める。

また、得られた成果については県、関係市町、関係漁業者、漁協等の共有の情報とするよう努める。

第8 その他水産生物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

(1) 栽培漁業の技術水準の向上を図るため、国、関係県、水研機構、海づくり協会及び社団法人マリノフォーラム21等との連携を強化するものとする。

(2) 水産動物の種苗の放流及び育成が、第1の趣旨に従って行われるよう関係機関と連携し、栽培漁業の円滑な推進に努める。

(3) 栽培漁業を推進する上で、重要な役割を果たしている水産業改良普及事業及び試験研究との連携を一層強化するとともに、栽培漁業は漁獲管理との一体的な取組が重要となることを漁業者等に対する研修、県高等水産講習所における教科内容を充実すること等により、栽培漁業に関する技術の普及、指導、啓発等を促進し、漁業者への定着を図る。

また、一般県民、遊漁者等にも、栽培漁業及び資源の育成・管理の重要性について普及啓発を行っていくものとする。

(4) 栽培漁業の推進に当たっては、種苗の大量かつ安定的な確保、放流及びそれらの体制整備を図っていくことが不可欠であるとともに、資源の保護及び漁場の適正利用並びに密漁防止等についての対応が重要であるため、更に県、市町、漁協等関係機関が一体となって、「つくり育て、管理する漁業」の確立に努める。

(5) 本基本計画の期間は令和5年度から令和8年度までとする。なお、本基本計画は、国の基本方針の変更が行われた場合等、必要に応じて内容を見直すこととする。